

～群馬県最低賃金が改正されました～

確認しよう 最低賃金！

群馬県最低賃金 時間額 985円
令和6年10月4日から！

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

※業務改善助成金（中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金）をはじめとした各種助成金等もご活用ください。

○業務改善助成金

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター

電話0120-366-440

申請先：雇用環境・均等室

前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

○各種助成金のご案内はこちら 

